

平成 30 年度和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託プロポーザル実施要領

平成 30 年度和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託に係るプロポーザルを次の要領により実施します。公募に参加希望される「市民団体、NPO等及び事業者」（以下総称して「応募者」という。）は申請してください。

【委託事業名】 和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託

【委託事業の概要】

- (1) 委託期間 平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (2) 業務日数 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く毎日
- (3) 委託事業の範囲 別紙『男女共同参画センター運營業務一部委託内容表』による
- (4) 業務時間及び配置人数

平日 午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分 1 名以上

土・日・祝 午前 9 時から午後 5 時 15 分 2 名以上

注) 運營業務一部委託以外の業務のため、平日は市職員が勤務しますが、土・日・祝日は受託職員のみ業務になります。ただし、委託業務以外の業務がある場合は、その限りではありません。

- (5) 委託職員の資質
 - ① 「和泉市女性問題アドバイザー養成講座」並びに「和泉市男女共同参画社会づくりアドバイザー養成講座」修了生であること。
 - ② 男女共同参画の推進に関し、①と同等以上の知識・認識があること。
 - ③ ①②何れかに該当し、かつパソコン（「ワード」「エクセル」）が操作できること。
- (6) 委託業務職員の登録人数

委託業務職員の登録人数は 3 人以上 7 人以内とすること。

(7) 基本事項

- ① 業務遂行にあたっては、和泉市男女共同参画推進条例及び和泉市男女共同参画センター条例並びに和泉市男女共同参画センター条例施行規則等を十分認識し、利用者には不快感や不信感を与えないように、誠実、親切、公平かつ公正な態度で接するとともに、業務は迅速・正確に処理すること。
- ② 受託者は委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ③ 受託者は、毎前月末までに業務実施シフト表を委託者に提出すること。なお、6 月分については契約締結後速やかに提出すること。
責任者をはじめ業務従事者は、互いに緊密な連絡・連携を保ち業務の円滑化に努めること。また、職員とも定期的に連絡会を持ち、意志の疎通を図ること。

【提案限度額】

2, 6 0 7, 1 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

【参加資格要件】

応募者は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- ① 男女共同参画に関して知識と認識があること。（同種業務の受託実績があること）
- ② 本件業務の受託に関して積極的な取り組み意欲を有していること。
- ③ 経営が安定しており、信用のあること。現に行政処分や銀行取引の停止処分を受けていないこと。
- ④ 業務従事者に関して、労働基準法等関係法令を遵守していること。
- ⑤ 和泉市の指名登録業者であること。

上記要件の全てを満たすプロポーザルに参加しようとする応募者は、プロポーザル参加資格審査申請書を提出すること。

【関係書類の配布】

1. 申請書配布期間

平成 30 年 4 月 5 日（木）～4 月 17 日（火）

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（土・日を除く）

2. 申請書配布場所

男女共同参画センター・モアいずみ（和泉シティプラザ北棟 4 階）

総務部 人権・男女参画室 男女共同参画担当（和泉市役所内）

【参加表明書の提出期日】

平成 30 年 4 月 18 日（水）午後 5 時 15 分まで

【提案書等の作成に関する質問及び回答】

作成に関する質問は次の内容で行うこと。口頭による質問は不可。

1. 質問書の提出

①提出期間 平成 30 年 4 月 18 日（水）～4 月 20 日（金）

午前 9 時～午後 5 時 15 分（土・日除く）

②提出場所 男女共同参画センター・モアいずみ（和泉シティプラザ北棟 4 階）

③提出方法 F A X（送信先 0725-57-6643）

※質問が無い場合も、表中に「質問なし」と記入し FAX 送信してください。

2. 質問書の回答

回答はとりまとめ、平成 30 年 4 月 23 日（月）午後 5 時までに応募者全員に同内容を F A X する。

なお、質問の回答は、本要領・各様式の追加または修正とみなす。

【提案書の提出および期限】

「男女共同参画センター運營業務一部委託」について、下記により提案書を提出すること。

1. 提案書

① 「企画提案書 (1)」

別添「和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託プロポーザル提案仕様書」に基づき、できるだけ詳細に企画提案すること。

② 「企画提案書 (2)」

「平成 30 年度いずみワクワク講座 (市民講師講座) 企画委託について」に基づき、企画提案すること。

2. 団体の概要 (任意様式)

人数、実績等を記載してください。

3. 委託料見積書 (任意様式)

4. 見積内訳書 (任意様式)

企画提案書等に記載された業務について、下記①及び②を考慮し、人件費・諸費用等の積算の内訳が判明できるように、できるだけ詳細に記載してください。

①「和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託内容表」を参照のうえ、契約期間に係る業務遂行に必要な業務費を算出してください。

注) 契約期間 (平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) に留意すること。

②いずみワクワク講座企画料 (8 企画) を算出してください。

注) 講座を開催するまでの全ての過程が含まれますので、積算には留意すること。

ただし、講師謝礼、保育謝礼、教室等借上料、チラシ印刷費など、講座開催に係る費用は、センターの予算の範囲内で執行しますので、見積額には入れないこと。

5. 提出書類等および部数

見積書、団体の概要 (人数、実績等)、提案書及び提案補足資料 各 6 部 (うち 1 部は製本しないこと)

6. 提案書の受付期間

平成 30 年 4 月 24 日 (火) ～5 月 7 日 (月)

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで (土・日・祝を除く)

7. 提出先

男女共同参画センター・モアいずみ (和泉シティプラザ北棟 4 階)

総務部 人権・男女参画室 男女共同参画担当 (和泉市役所内)

8. 提出方法

持参のこと。

【審査委員会】

「和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託事業者選考に係る審査委員会」を設置し、次の要領でプレゼンテーションを実施する。(実施時間等については、後日連絡する。)

1. 期 日 平成 30 年 5 月 15 日 (火)

2. 場 所 和泉市男女共同参画センター・モアいずみ研修室

3. 内 容 提案書の概要説明 (15 分以内) および質疑 (20 分程度)

4. 参加人員 主たる説明者 1 名および補助者 2 名 (合計 3 名以内)

【選定方法および審査結果の通知】

1. 選定方法

提案書等及びプレゼンテーションの結果をうけ、男女共同参画に関する認識と理解をも

ち、男女共同参画に関して積極的な取り組みをするなどの活動実績、公正性、中立性の確保など選定項目の審査及び採点を行い、総合得点のうち6割以上を得た提案者のうち、最高得点者の優秀提案1団体を選定し、随時契約の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次点者と交渉を行う。なお、応募者が1者の場合であっても、審査委員会で審査及び採点を行い、一定基準を満たしたときは、契約候補者として決定する。

2. 選定項目

- ① 業務委託全般に関する考え方
- ② 業務体制について
- ③ 市民サービスについて
- ④ いずみワクワク講座企画提案について
- ⑤ 委託料見積金額について

3. 評価基準

- ① 選定項目ごとに点数化して評価する。
- ② 選定項目ごとの配点は、当該業務の内容に応じて適切に定める。
- ③ 委託料参考見積金額については、適切な配分点にするとともに明確な算式を設定する。

4. 審査結果の通知

選定結果は提案者全員に対して平成30年5月22日（火）頃に郵送にて通知する。

【日程】

- ① 申請書配布期間 平成30年4月5日（木）～4月17日（火）
午前9時から午後5時15分まで（土・日を除く）
- ② 質問書受付期間 平成30年4月18日（水）～4月20日（金）
午前9時～午後5時15分（土・日除く）
- ③ 質問書に対する回答 平成30年4月23日（月）午後5時頃
- ④ 不参加の場合、辞退届の提出期限 平成30年5月14日（月）午後5時15分まで
※配布資料の返却
- ⑤ 提案書の受付期間 平成30年4月24日（火）～5月7日（月）
午前9時～午後5時15分（土・日・祝を除く）
- ⑥ プレゼンテーション 平成30年5月15日（火） ※配布資料の返却

2. 選定結果通知の発送 平成30年5月22日（火）予定

【和泉市から配布する書類】

- ① 参加表明書
- ② 男女共同参画センター運營業務一部委託プロポーザル実施要領
- ③ 男女共同参画センター運營業務一部委託プロポーザル提案仕様書
- ④ 平成30年度いずみワクワク講座（市民講師講座）企画委託について
- ⑤ 企画提案書（1）

- ⑥ 企画提案書（2）
- ⑦ 男女共同参画センター運營業務一部委託に係るプロポーザル参加資格審査申請書
- ⑧ 質問書（プレゼンテーションに関する内容）
- ⑨ スタッフ用業務マニュアル
- ⑩ 和泉市男女共同参画センター運營業務一部委託内容表
- ⑪ 委任状
- ⑫ 提案書の提出辞退届書（任意様式可）

【失格事項】

提案者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1. 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- 2. 実施要領に定める事項に違反した場合
- 3. 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- 4. 社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- 5. その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- 6. プレゼンテーションまでの間に指名停止措置を受けていないこと

【情報公開及び提供】

市は応募者から提出された提案書等について、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）の規定による請求に基づき公開することができるものとし、また、選定結果の内容を公表できるものとする。

- ・ 契約候補者の合計得点
- ・ 全提案事業者の名称
- ・ 評価表
- ・ 契約候補者の選定理由

【その他】

- 1. プロポーザルに要する諸費用は応募者の負担とする。
- 2. 提出された応募関係書類・資料等は返却しない。
- 3. 提出された提案書等については、提出後において内容の差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項については、この限りではない。
- 4. 提案された提案書等は情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- 5. 提案された提案書等以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- 6. 本プロポーザル不参加の場合は、平成 30 年 5 月 14 日（月）までに「提案書の提出辞退届書」（任意様式可）を提出すること。なお、「辞退届」を提出の際には、本市から配布した関係書類を全て返却すること。
- 7. 本プロポーザル参加の場合は、平成 30 年 5 月 15 日（火）に本市から貸与した関係書類を全て返却すること。